

小値賀町立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年5月

小値賀町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目 標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(2) 教育委員会における措置の推進	
(3) 学校における措置の推進	
(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子供たちの学びをより充実させることを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条に基づき策定するものです。

本計画に基づき、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境を整え、学校教育の質を高め、子供たちの学びを充実させることを目的とします。

「第2期 小値賀町立学校における働き方改革アクションプラン」で培われた取組を継承・発展させ、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行います。

(2) 対 象

本計画は、小値賀町教育委員会が服務監督を行う学校の職員のうち、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とします。

(3) 小値賀町の現状

○小値賀町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「小値賀町立学校における働き方改革アクションプラン」を定め、教育職員の勤務時間の管理及び健康管理を意識した働き方の推進に取り組んできたところです。

○こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりです。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校本校	月24.7時間	4.8%	0%
小学校大島分校	月38.9時間	37.5%	0%
中学校	月36.5時間	24.4%	4.4%

2. 目 標

○本計画における達成を目指す目標は次のとおり設定する。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 ヶ月時間外在校等時間が45時間を下回る割合 100%を目指す。
- ・ 1 年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以内（月30時間以内）を目指す。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。
【17.6日】 * 【カッコ内は令和7年度の数値】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。
【3.6%】 * 【カッコ内は令和7年度の数値】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度 3か年間

※小値賀町立学校における働き方改革アクションプランの期間に合わせ、計画期間を3年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本計画期間中、以下の区分に沿って業務削減・効率化に取り組みます。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を実施する。

◆放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについて、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りは、保護者が責任を負う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計業務

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。
- ・校務支援システム等を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◆部活動

- ・原則、平日、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。また、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・ICT支援員やスクールサポートスタッフを配置し、負担軽減を図る。
- ・ICT等の活用により、成績処理等のデジタル化による効率化を図る。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 教育委員会における措置の推進

・勤務時間の実態把握

「出退勤管理システム」により、全ての教育職員の勤務時間を把握し、勤務実態に関するデータを集約・分析することで、長時間勤務の是正に向けた取組を推進する。

・会議縮減や業務負担軽減に向けた働きかけ

小値賀町役場や町内の関係団体に対して、会議の回数や時間帯について削減や短縮化するなどの改善を働きかけ、業務負担の軽減を図る。

・保護者・地域の方に対する周知及び広報

教育職員の勤務時間に即した就業の促進と、教育職員における健康な心身の保持等による質の高い教育の実現に向けて、各学校における業務負担軽減の取組みについて周知や広報を図る。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・校舎の開錠・施錠時間

開錠：原則 7:00 以降

施錠：19:30 まで（完全退庁）

・会議の時短化

教職員が出席する会議は、原則 16:30 までに終了させる。

急を要する場合を除き、夕方以降の会議設定は行わない。

- ・ 定時退校日の徹底

毎週 水曜日 を定時退校日とし、取り組む。

＊ただし、大島分校について柔軟な配慮を行う。

- ・ 授業時数の適正化：標準授業時数を大幅に上回るカリキュラムの編成は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 活動の見直し：当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直しをする。また、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（４）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の内容に取り組む。

- ・ 時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど、長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員には、医師等の面接指導を実施する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中には、連続 6 日間以上の一斉閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、小値賀町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総

合教育会議において報告する。

- 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

○附則

- この計画は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

□ 国が示した学校・教師が担う業務に係る3分類の定義

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進